

リフォームローン（空き家解体型）（三菱UFJニコス）

（平成31年4月22日現在）

商品概要説明書	
商品名	リフォームローン（空き家解体型）（三菱UFJニコス）
ご利用いただける方	<p>○奈良県内に在住または在勤の方。 貸付金額500万円超の場合は組合員であること。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満であり、最終償還時の年齢が満72歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入がある方。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○三菱UFJニコス㈱の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金使途に含めることができます。</p>
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上10年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>【固定金利型】 当初のご契約利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。</p> <p>○お借入利率は、年1.00%の保証料を上乗せされた利率が適用されます。</p> <p>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はお返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済（保	<p>○当JA所定の3種類の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保</p>

険)	険)の種類により借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。	
	団体信用生命共済名	加算利率
	団体信用生命共済(保険)(特約なし)	なし
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%	
手数料	○ご融資の際、保証機関に対して支払う事務手数料は、無料となっております。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む)が必要です。 ・全額繰上返済の場合…0円 ・一部繰上返済の場合…0円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円) ・条件変更の場合………0円	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融推進部(電話:0742-27-4033)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 奈良弁護士会(電話:0742-22-2035) 公益社団法人 民間総合調停センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)	
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。	

奈良県農業協同組合